

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

<ul style="list-style-type: none"> ○都営住宅の廃止…………… ……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…一 ○都営住宅の使用料の変更……………(同)…二 ○都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)…四 ○特定都営住宅の廃止……………(同)…五 ○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)…五 ○都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…六 ○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)…六 ○居室サービス事業者の指定……………(福祉保健局長齢社会対策部在宅支援課)…六 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定居宅サービス事業者の廃止……………(同)…六 ○介護予防サービス事業者の指定……………(同)…七 ○指定介護予防サービス事業者の廃止……………(同)…七 ○介護老人保健施設の開設許可……………(福祉保健局長齢社会対策部施設支援課)…七 ○介護老人保健施設の廃止……………(同)…七 ○都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)…七 ○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…九 ○河川予定地の指定……………(建設局河川部指導調整課)…九 ○港湾施設の供用再開……………(港湾局港湾経営部経営課)…一〇 ○個人、政党及び政党等演説会場の指定……………(同)…一〇 ○技能検定員審査の実施……………(同)…二 ○教習指導員審査の実施……………(同)…三 ○使用水量の計量業務の委託……………(同)…三 ○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…三 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………(同)…四 ○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)…四 ○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)…四 ○土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…五 ○開発行為に関する工事を完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…五 ○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五 ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…五
---	--	--

告示

●東京都告示第千三百五十二号
 次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和二年十月三十日
 東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

八王子南大谷アパート (1、2、3、4号棟)	八王子市大谷町四十五番地	中層耐火	三九・〇平方メートル	一一八戸
村山アパート (27、28、29号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十番地	同右	五六・一平方メートル	九〇戸
村山アパート (31号棟)	同右	同右	五七・二平方メートル	五〇戸

●東京都告示第千三百五十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和二年十一月一日から実施するので、同
条第三項の規定により告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池百合子

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,100	72,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	80,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,300	80,000
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(1号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,200	82,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	32,100	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)	新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	70,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(11号棟)	新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	76,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	47,100
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	66,400
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	51,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,200
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	3	40,200	74,300
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(14号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,200	69,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	3	27,000	46,500
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	69,800
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	67,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	75,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	44,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	36,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	29,300	38,900
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	61,500
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(14号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,300	66,100
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(14号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,100	85,700
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート(2号棟)	世田谷区上用賀1-24	59.6	1	51,000	112,700
一般都営	中層耐火	本天沼二丁目アパート(10号棟)	杉並区本天沼2-38	51.0	1	38,900	83,800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	2	44,600	77,300
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(1号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,300	89,100
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(4号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	47,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(5号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	25,700	45,800

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	56,500
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(2号棟)		北区赤羽西5-12	39.0	1	29,600	45,600
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(10号棟)		北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	46,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(2号棟)		北区赤羽北3-7	51.0	1	40,900	73,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(7号棟)		北区赤羽北3-13	59.6	1	48,800	91,400
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	52,900
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)		板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	46,400
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)		板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	48,200
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(10号棟)		板橋区前野町2-26	55.9	1	42,800	78,300
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	100,300
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目第2アパート(8号棟)		練馬区豊玉中4-9	61.5	1	50,600	76,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(2号棟)		練馬区北町6-2	55.9	1	44,300	90,300
一般都営	中層耐火	練馬開町北三丁目第2アパート(4号棟)		練馬区開町北3-9	62.1	1	49,000	99,700
一般都営	中層耐火	旭町二丁目第5アパート(1号棟)		練馬区旭町2-45	75.6	1	62,600	130,700
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(5号棟)		練馬区北町8-30	59.6	1	47,100	93,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(17号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(49号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	47,000
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(11号棟)		練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	69,800
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	103,300
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(5号棟)		足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,500	76,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(14号棟)		足立区西保木間3-15	51.0	1	36,200	56,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	33,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(12号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	36,800
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)		足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	36,400
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)		足立区谷在家3-22	37.9	1	25,700	39,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(11号棟)		足立区辰沼1-2	39.0	1	27,100	41,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,200	44,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	41,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(16号棟)		足立区花畑8-5	36.4	1	24,200	36,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)		足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(9号棟)		足立区舎人6-10	42.3	1	29,500	40,100

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)		足立区青井3-29	51.2	1	38,000	70,900
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)		葛飾区奥戸2-43	36.7	1	25,400	43,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	65,100
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)		葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,100	78,100
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,300	72,800
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)		江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900	38,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	47,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	78,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	78,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	78,800
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(1号棟)		八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,300	64,200
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)		立川市富士見町6-56	52.4	1	28,600	53,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(59号棟)		立川市富士見町6-59	42.3	2	23,400	43,100
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,300	93,500
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(3号棟)		武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	100,000
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(27号棟)		三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,300	45,700
一般都営	中層耐火	府中天神町三丁目アパート(1号棟)		府中市天神町3-1	63.2	1	41,300	98,900
一般都営	中層耐火	昭島朝日町四丁目アパート(5号棟)		昭島市朝日町4-8	62.9	1	37,800	81,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)		調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	66,200
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(1号棟)		調布市若葉町2-4	58.1	1	36,600	92,900
一般都営	中層耐火	入間町二丁目アパート(6号棟)		調布市入間町2-2	63.2	1	41,600	100,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(5号棟)		町田市中町4-7	59.6	1	35,200	77,100
一般都営	中層耐火	町田金森アパート(1号棟)		町田市金森7-6	36.4	1	17,700	35,300
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(3号棟)		町田市金森2-31	48.1	1	26,500	51,700
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート(20号棟)		小金井市東町4-30	62.1	1	40,300	98,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(5号棟)		東村山市萩山町2-13	48.1	1	28,400	57,800
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)		東村山市秋津町5-1	51.0	1	30,900	64,900
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(1号棟)		東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,400	57,400
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(2号棟)		東村山市青葉町3-1	48.1	1	27,000	49,400
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(3号棟)		西東京市西原町4-10	51.1	1	31,200	66,900
一般都営	中層耐火	保谷富士町一丁目第2アパート(2号棟)		西東京市富士町1-8	55.8	1	39,400	82,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)		清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,500	54,300

●東京都告示第千三百五十四号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
鹿浜二丁目アパート(3号棟)	足立区鹿浜二丁目四十番	高層耐火	一八戸	二七、七〇〇円	七二、三〇〇円
同右	同右	同右	三〇戸	三二、四〇〇円	八四、四〇〇円
同右	同右	同右	六戸	三八、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円
同右	同右	同右	同右	四六、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円
鹿浜二丁目アパート(4号棟)	同右	同右	同右	二七、七〇〇円	七二、四〇〇円
同右	同右	同右	一八戸	三二、四〇〇円	八四、五〇〇円
同右	同右	同右	六戸	三八、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円
同右	同右	同右	同右	四六、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円
鹿浜二丁目アパート(10号棟)	足立区鹿浜二丁目三十七番	中層耐火	五戸	同右	同右
同右	同右	同右	一〇戸	二七、七〇〇円	七二、三〇〇円
同右	同右	同右	二〇戸	三二、四〇〇円	八四、四〇〇円
同右	同右	同右	五戸	三八、三〇〇円	九九、九〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一〇〇、〇〇〇円
村山アパート(1136号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十番地	高層耐火	八戸	二五、八〇〇円	六一、二〇〇円
同右	同右	同右	四〇戸	三〇、二〇〇円	七一、五〇〇円
同右	同右	同右	八戸	三五、八〇〇円	八四、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、七〇〇円	同右
同右	同右	同右	同右	四二、九〇〇円	一〇一、六〇〇円

名称	位置	構造及び規模	戸数	東京都知事	小池百合子		
村山アパート (1137号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	五六戸	二五、八〇〇円	六一、二〇〇円	
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	八戸	三〇、二〇〇円	七一、五〇〇円	
同右	同右	同右	四七・九平方メートル	一六戸	三五、八〇〇円	八四、八〇〇円	
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	八戸	三五、七〇〇円	八四、七〇〇円	
同右	同右	同右	五七・四平方メートル	同右	四二、九〇〇円	一〇一、六〇〇円	
<p>●東京都告示第千三百五十五号</p> <p>次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p>						<p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和二年十月三十日</p>	<p>東京都知事 小池百合子</p>
東大泉アパート (1号棟)	練馬区東大泉三丁目六十番	中層耐火	三六・七平方メートル	一〇戸			
東大泉アパート (2号棟)	同右	同右	四九・三平方メートル	一二戸			
東大泉アパート (7号棟)	練馬区東大泉三丁目五十九番	同右	四六・六平方メートル	三二戸			
<p>●東京都告示第千三百五十六号</p>						<p>東京都知事 小池百合子</p>	
<p>東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和二年十一月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和二年十月三十日</p>							

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	64.8	1	55,100
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	2	37,300
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-2号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,400
改良	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,600
再開発	高層耐火	小松川アパート(2号棟)	江戸川区小松川2-1	53.5	1	42,400

●東京都告示第千三百五十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数

鹿浜二丁目アパート駐 足立区鹿浜二丁目三 四三区画
車場 十七番ほか

●東京都告示第千三百五十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数

村山アパート(1134) 武蔵村山市緑が丘千 一二〇区画
1137) 駐車場 四百六十番地

●東京都告示第千三百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在 指定年月日

株式会社ツク ツクイ・のの 港区北青山三 令和二年七
イ あおやま 丁目四番三三 月一日

株式会社ソワイ ハートランド 足立区堀之内 令和二年九
グッドケア 足立 二丁目八番七 月一日

株式会社学研 ココファン世 世田谷区砧五 同日
ココファン 田谷砧 丁目一番六号

ALSOK介 アミカの郷亀 足立区佐野一 令和二年十
護株式会社 有 丁目九番三三 月一日

ALSOK介 アミカの郷成 板橋区三園一 同日
護株式会社 増 丁目三十二番 二五

株式会社ツク ツクイ・のの 港区北青山三 同日
イ分割準備会 あおやま 丁目四番三三

株式会社リビ ライブラリ大 大田区大森東 同日
ングプラット 森東五丁目 五丁目十番三

フォームケア

●東京都告示第千三百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 廃止年月日

株式会社HC M 増 アミカの郷成 板橋区三園一丁目三十二番二号 令和二年九月三十日

株式会社ツクイ 増 ツクイ・のの 港区北青山三丁目四番三号 同日

株式会社リビ 増 ライブラリ大 大田区大森東五丁目十番三号 同日

株式会社ツクイ 増 ツクイ・のの 港区北青山三丁目四番三号 同日

株式会社リビ 増 ライブラリ大 大田区大森東五丁目十番三号 同日

株式会社ツクイ 増 ツクイ・のの 港区北青山三丁目四番三号 同日

株式会社リビ 増 ライブラリ大 大田区大森東五丁目十番三号 同日

●東京都告示第千三百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 指定年月日

株式会社ツクイ ツクイ・のの 港区北青山三丁目四番三号 令和二年七月一日

株式会社ワイ ハートランド 足立区堀之内二丁目八番七号 令和二年九月一日

グッドケア 足立 二丁目八番七号 同日

株式会社学研 ココファン世 世田谷区砧五丁目一番六号 同日

ココファン 田谷砧 同日

ALSOK介 アミカの郷成 足立区佐野一丁目九番三号 令和二年十月一日

ALSOK介 アミカの郷成 板橋区三園一丁目九番三号 同日

護株式会社 増 丁目三十二番二号

株式会社ツクイ ツクイ・のの 港区北青山三丁目四番三号 同日

イ分割準備会 あおやま 同日

株式会社リビ ライブラリ大 大田区大森東五丁目十番三号 同日

ングプラット 森東五丁目 同日

フォームケア 同日

●東京都告示第千三百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 廃止年月日

株式会社HC M 増 アミカの郷成 板橋区三園一丁目三十二番二号 令和二年九月三十日

株式会社ツクイ ツクイ・のの 港区北青山三丁目四番三号 同日

株式会社リビ あおやま 同日

ングプラット ライブラリ大 大田区大森東五丁目十番三号 同日

フォーム 同日

●東京都告示第千三百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第

一項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称 施設の名称 施設の所在地 開設許可年月日

医療法人社団 介護老人保健 新宿区西早稲 令和二年十月一日

康生会 施設 フォレ 田三丁目二十 同日

スト西早稲田 七番二十二号 同日

●東京都告示第千三百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第百四条の二第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称 施設の名称 施設の所在地 廃止年月日

医療法人社団 介護老人保健 新宿区西早稲 令和二年十月一日

恵樹会 施設 フォレス 田三丁目二十 同日

ト西早稲田 七番二十二号 同日

●東京都告示第千三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項

●東京都告示第千三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

外濠環状

二 占用を制限する区間

港区虎ノ門一丁目二百二番一地从先から同所同番五地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和二年十一月二日

●東京都告示第千三百六十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、令和二年十月三十日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

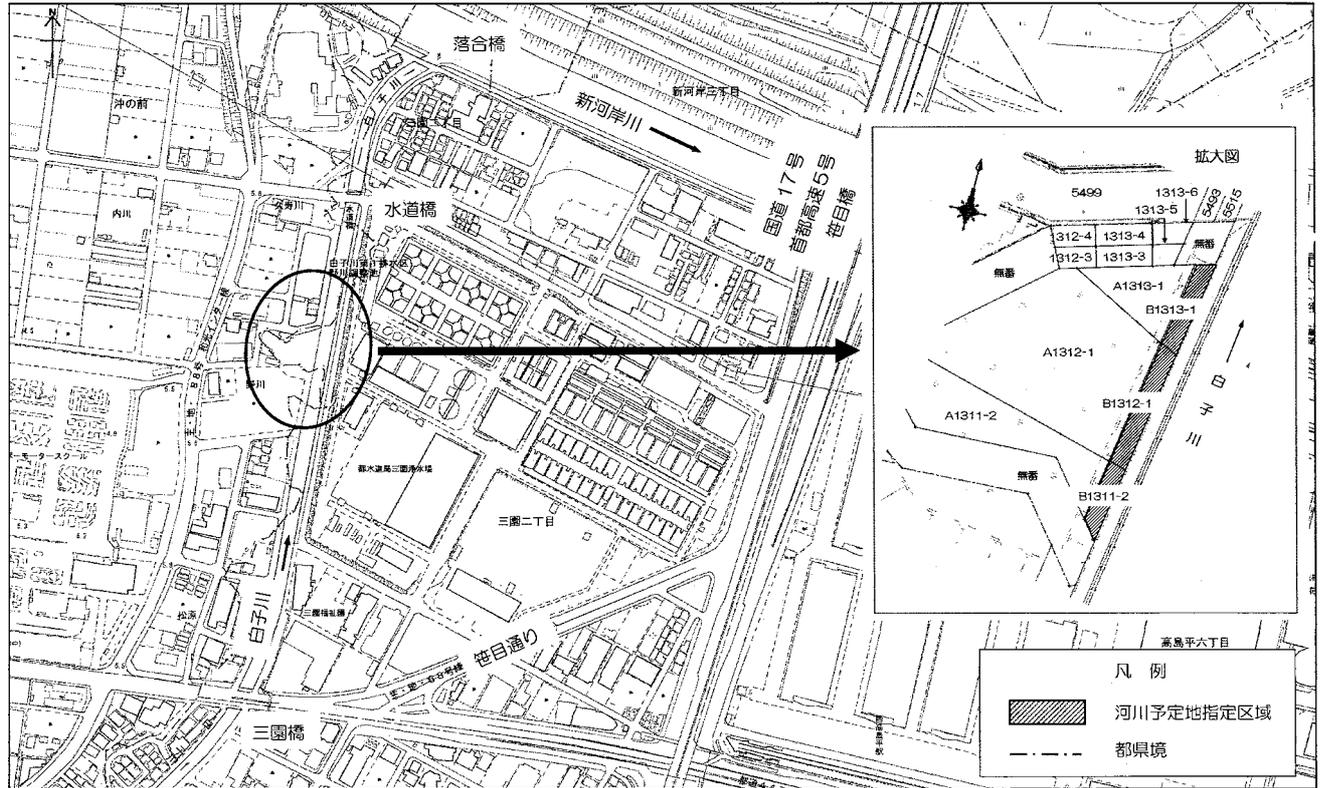
一 河川の名称

荒川水系一級河川白子川

二 河川予定地として指定する区域

板橋区三園二丁目千三百十一番二地内、同所千三百十一番一地内及び同所千三百十三番一地内（次の略図に表示した箇所）

一級河川白子川河川予定地略図



●東京都告示第千三百六十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成十三年東京都告示第八百四号で供用を中止した港湾施設について、次のとおり供用を再開する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	再開する施設	規模	所在地	再開年月日
木材	十五号	野積場	二五八、一二五	江東区	令和二年十一月一日
用荷	地木材		平方メートルの	若洲一丁目	十一月一日
役施	用荷役		うち一五、八二	丁目五	月一日
設	施設		〇平方メートル	番	

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

令和二年十月三十日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和2年9月18日	荒川区選挙管理委員会	荒川さつき会館(体育室)	荒川区荒川八丁目16番13号
令和2年9月18日	荒川区選挙管理委員会	荒川さつき会館(和室)	荒川区荒川八丁目16番13号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第327号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月30日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証 (大型)
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証 (中型) 又は

道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第183号) 附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証 (大型)

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証 (普通)

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
ア 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) 第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和2年11月30日 (月曜日)
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

- (1) 申請書類
ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とす

<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和2年11月12日（木曜日）及び同月13日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年11月2日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p>	<p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第328号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和2年10月30日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に</p>	<p>係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和2年11月30日（月曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所</p>
---	---	--

警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和2年11月12日 (木曜日) 及び同月13日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年11月2日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

告 示 (水)

●東京都水道局告示第十号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程 (平成十年東京都水道局管理規程第四十三号) 第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和二年十月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託期間
令和二年十一月一日から令和三年十月三十一日まで

二 委託した相手方
受託者名 所在地
東京都サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十二号 社

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称
特定非営利活動法人HANDS

二 代表者の氏名
横田 雅史

三 主たる事務所の所在地
東京都台東区東上野一丁目二十番六号

四 更新された認定の有効期間
令和二年一月十九日から令和七年一月十八日まで

一 名称

二 代表者の氏名
飯森 眞喜雄、吉久 小夜子、藤井 忠幸

三 主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂九丁目二番六号 カルム第二赤坂一〇

四 更新された認定の有効期間
令和二年三月二十六日から令和七年三月二十五日まで

令和二年七月二十二日

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 I S P A J a p a n

二 代表者の氏名

ロバートセンドー

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区奥沢六丁目三十三番七号 内海ビルⅢ

二〇一号室

四 認証年月日

令和二年六月四日

一 名称

認定 N P O 法人 ワーク・ライフ・バランス ラボ

二 代表者の氏名

中嶋 篤子

三 主たる事務所の所在地

東京都足立区舎人一丁目二十五番九号

四 認証年月日

静岡県御殿場市新橋八百八十九ー十二

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 国境なき医師団日本

二 代表者の氏名

久留宮 隆

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区馬場下町一番地一 FORECAST 早稲田 F I R S T 三階

稲田 F I R S T 三階

一 名称

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

二 代表者の氏名

小川 潔

三 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市境二丁目十一番十九号 モウト A P T

一〇二号

一 名称

その他の事務所の所在地

九〇一

東京都千代田区麴町一丁目六番九号 D I K 麴町ビル

四

その他の事務所の所在地

特定非営利活動法人幼い難民を考える会

二 代表者の氏名

関口 晴美

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東一丁目十二番十一号 青木ビル三階

B室

一 名称

特定非営利活動法人L.S.スコラ育英基金

二 代表者の氏名

宇野 哲人

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区船橋一丁目二十五番十五号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三

条第三項の規定により小山片所土地区画整理組合理事長萩

原義久から換地処分をした旨の届出があったので、同条第

四項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和二年十月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵野市関前三丁目五百二十
七番二の一部(第一工区)

立川市錦町二丁目四番三号
株式会社ライズウエル

代表取締役 渡邊 裕

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六
条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出
があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す
る。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

世界貿易センタービルディング

二 店舗所在地

港区浜松町二丁目四番一号

三 設置者名

株式会社世界貿易センタービルデ
ィング

四 店舗面積の合計
が千平方メートル
以下となる日

令和二年七月三十一日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

サンドラッグ恋ヶ窪店

二 店舗所在地

小平市上水本町六丁目四番一号

三 設置者名

オザキエンタープライズ株式会社

四 意見

ア 聴取者
小平市長

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
令和二年十月八日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和二年十月三十日から同年十一月三十
日まで。ただし、東京都の休日に関する
条例(平成元年東京都条例第十号)に定
める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月
 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

